

「Hokkaido Expressway Pass」利用約款

2024年10月1日制定
東日本高速道路株式会社
北海道支社

(通則)

第1条 本約款は、東日本高速道路株式会社(以下「当社」といいます。)が実施する、Hokkaido Expressway Pass(以下「本商品」といいます。)について適用します。

(定義)

第2条 本約款の中で使用する用語は、別段の定めがない限り、以下のように定義します。

- 一 ETC 無線通信 ETC システム利用規程第2条に定める、ETC システムにおける無線通信をいいます。
- 二 ETC 車載器 ETC システム利用規程第3条に定める、自動車に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 三 指定レンタカーカー会社 自家用自動車有償貸渡業のうち、本商品が利用できる自動車を貸し出すものとして当社が指定した会社をいいます。
- 四 指定 ETC カード 指定レンタカーカー会社が本商品利用者に使用を認めた ETC クレジットカードをいいます。
- 五 外国人他 日本国の在留資格を持つ外国人、又は外国政府が認めたその国の永住権を持つ日本人をいいます。
- 六 セットアップ ETC システム利用規程第3条に定める、ETC 車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

(対象車両)

第3条 本商品をご利用いただける自動車は、指定レンタカーカー会社が貸し出す ETC 無線通信により通行が可能なものに限ります。

2 本商品を利用する自動車の車種は、ETC 無線通信により通行が可能な普通車及び軽自動車等(車種区分は、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第25条第1項の規定により当社が公告する高速道路(全国路線網)の料金車種区分によります。以下同じ。)に限ります。

(対象区間)

第4条 本商品は次の各号に該当する区間の通行に適用します。

- 一 道央自動車道 大沼公園 IC～土別剣淵 IC
- 二 札樽自動車道 小樽 IC～札幌 JCT
- 三 後志自動車道 余市 IC～小樽 JCT
- 四 道東自動車道 千歳恵庭 JCT～本別 IC・足寄 IC
- 五 日高自動車道 苫小牧東 IC～沼ノ端西 IC
- 六 深川留萌自動車道 深川 JCT～深川西 IC

(適用期間)

第5条 本商品をご利用いただける日は、2024年10月1日から当社が別途定める日までの間のうち、あらかじめ申込みされた利用開始日の0時から利用終了日の24時までの連続した期間(以下「利用期間」といいます。)とします。なお、当社が別途定める日については、決まり次第、当社ホームページにてお知らせします。

- 2 利用期間は、4日間以上8日間以内の任意の日数を設定できるものとします。
- 3 利用期間の日時の判定は、入口料金所又は出口料金所の通過によるものとします。ただし、次の各号に該当する通行は、それぞれ各号のとおりとします。
 - 一 均一料金区間(道央自動車道/札幌南 IC～札幌 IC、札樽自動車道/札幌西 IC～札幌 JCT、以下同じ)を通行する場合は、入口料金所の通過によるものとします。
 - 二 札樽自動車道(札幌西 IC～小樽 IC)において、小樽 IC を入口として通行する場合は、朝里本線料金所を入口料金所とします。また、小樽 IC を出口として通行する場合は、朝里本線料金所を出口料金所とします。ただし、朝里 IC と小樽 IC 間を通行する場合は、朝里料金所の通過によるものとします。また、入口料金所のない札幌西 IC から通行する場合は、出口料金所の通過によるものとします。
 - 三 道東自動車道(千歳恵庭 JCT～本別 IC・足寄 IC)において、本別 IC・足寄 IC を入口として通行する場合は、池田本線料金所を入口料金所とします。また、本別 IC・足寄 IC を出口として通行する場合は、池田本線料金所を出口料金所とします。ただし、池田 IC と本別 IC・足寄 IC 間を通行する場合は、池田料金所の通過によるものとします。

(申込方法)

- 第6条 本商品を利用する場合は、本約款に定める事項を承諾のうえ、指定レンタカーカー会社の窓口で申込み下さい。
- 2 申込みの際は、申込日、申込者氏名、車種、国籍及び利用期間を利用申込書に記入してください。
 - 3 指定レンタカーカー会社が本商品の申込みを確認した時点をもって申込内容を有効とし、当社は申込内容を登録します。

(利用条件)

- 第7条 本商品の適用を受け高速道路を通行する際は、次の各号の条件をすべて満たしている必要があります。
- 一 本商品の申込者が、日本国内で運転するために必要な資格を有する外国人他であること
 - 二 前号に該当することを証明することができるパスポートまたは永住権許可書及び国際運転免許証等を携行していること
 - 三 指定 ETC カードを使用すること
 - 四 本約款に同意していること

(利用方法)

- 第8条 指定レンタカーカー会社から自動車を借り受け、指定 ETC カードを受け取ってください。
- 2 関係法令、ETC の利用方法を遵守のうえ、前項による自動車と指定 ETC カードを使用して ETC 無線通信により高速道路をご通行ください。
 - 3 入口 ETC レーンが点検等により利用できなかった場合には、入口一般レーンで通行券を受取り、出口一般レーンの料金所係員に通行券と指定 ETC カードを渡してください。また、出口 ETC レーンが閉鎖している場合も同様に、出口一般レーンの料金所係員に指定 ETC カードを渡してください(均一料金区間の料金所で ETC レーンが閉鎖している場合も、一般レーンの料金所係員に指定 ETC カードを渡してください。)。
 - 4 本商品を申込した利用期間内であれば、対象区間の IC 間を回数制限なく通行できます。
 - 5 通行料金をお知らせする料金所の路側表示機、ETC 車載器のモニター及び ETC 車載器の音声案内等では、本商品が適用にならなかった場合の料金額が案内されますが、本商品の適用要件を満たしていれば案内された料金は適用しません。
 - 6 旅程が終了しましたら、指定レンタカーカー会社に自動車を返却し、指定 ETC カードをお渡しください。

(請求等)

- 第 9 条 本商品の料金は、指定レンタカーカー会社の窓口でお支払いください。
- 2 申込みされた利用期間中に通行実績がなかった場合には、申し込みは無効となり、本商品の料金は請求しません。
- 3 申込み日数を超える走行があった場合は、超えた分の走行について別途通行料金を請求いたします。
- 4 対象区間外の料金所を利用した通行があった場合には、対象区間外の通行について別途通行料金を請求いたします。
- 5 本商品を利用する場合、登録車種 1 台で通行し、登録車種より上位の車種で通行した場合は、当社は、各通行について当該上位の車種の通常料金の支払いを受けます。(本商品は適用されません。)登録車種より下位の車種で通行した場合は、当社は、登録した車種にかかる本商品の料金の支払いを受けます。
- 6 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社は、利用期間の全ての通行にかかる通常料金の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、当社は、道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号)第 26 条の規定により、通常料金のほか割増金の支払いを受けます。
- セットアップされた ETC 車載器を自動車に取り付けずに通行したとき
 - 指定 ETC カードを同時に 2 台以上の自動車に使用したとき
 - 前 2 号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき
- 7 指定レンタカーカー会社が定める指定 ETC カードの貸与にかかる費用を、別途取扱会社へお支払いいただく場合があります。

(解約等)

- 第 10 条 利用期間中に本商品が適用となる通行がある場合、途中解約、払戻し及び一部返金は行いません。
- 2 本商品の解約手続きは、指定レンタカーカー会社の窓口にて、利用開始まで可能です。
- 3 利用期間中であっても、本商品が適用となる通行がない場合に限り解約できます。
- 4 登録された利用期間中に本商品が適用となる通行がなかった場合には、本商品は自動的に解約となり、すでに本商品の料金をお支払っていた場合には、指定レンタカーカー会社の窓口で本商品の料金を返金します。
- 5 本商品の申込内容を変更することはできません。本商品の申込みを一度解約した上で、再度申込みください。

(個人情報)

- 第 11 条 本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定めるプライバシー保護に関する方針(「Hokkaido Expressway Pass」のプライバシー保護に関する方針)に従って適切に取扱います。

(免責事項)

- 第 12 条 当社は、次の各号に掲げる場合に本商品申込者が被った損害について、一切責任を負いません。
- 当社の責めに帰することができない申込内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼした場合
 - 当社の責めに帰することができない ETC 利用上の事情により、本商品の利用に影響を及ぼした場合
 - 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害もしくは事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざん又は窃取されたとき
 - 通行止めもしくは交通障害(例:渋滞)により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
 - 天災地変その他の不可抗力により、本商品の利用に影響を及ぼした場合

(約款の変更)

- 第 13 条 この約款は、特別の事情により変更することができます。
- 2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。
- 3 当社は、前項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

(翻訳)

第 14 条 本約款は、日本語以外に翻訳されたものは参考として提示しているものであり、日本語版と翻訳版で記載内容に齟齬が生じた場合には、日本語版での記載内容を優先します。

《附則》

この約款は、2024 年 10 月 1 日以降の利用開始日の申込に適用します。

「Hokkaido Expressway Pass」のプライバシー保護に関する方針

「Hokkaido Expressway Pass(以下「本商品」といいます。)」を実施する東日本高速道路株式会社(以下「当社」といいます。)は、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底をはかり、お客さまからの信頼を得るために、個人情報保護に関する法律等を遵守するとともに、以下に掲げた事項を基本方針として、お客さまの個人情報保護に万全を尽くしてまいります。

(1)管理のための措置

・当社は、情報の適切な取扱いに関する担当者教育の徹底、社内規程類やマニュアルの整備といった内部管理体制の構築及び運用並びに情報システムの安全対策を実施することにより、お客さまの情報を厳重に管理いたします。

(2)個人情報の取得

・当社は、本商品をお客さまに提供するために、氏名や国籍など、必要な個人情報を取得いたします。

(3)個人情報の利用及び提供

・当社は、取得したお客さまに関する個人情報を次の目的以外には利用いたしません。

①本商品を提供するために利用する場合

②本商品の提供に付随する業務に利用する場合

③当社のマーケティング活動・商品開発のために利用する場合

④本商品利用の状況を把握するために、個人を識別できない情報を作成する場合

⑤本商品のアンケート情報による利用動向の分析及びお客さまへのプレゼント送付を行う場合

・当社は、次の場合を除いて、お客さまの同意を得ることなくお客さまの個人情報を第三者に開示又は提供することはありません。

①お客さまへのプレゼント送付にあたりその業務の一部を第三者へ委託する場合

②利用動向の分析にあたりその業務の一部を第三者へ委託する場合

③法令に基づく場合等

(4)個人情報の適正な管理

・当社は、本商品に関して、お客さまにより良いサービスを提供するために、個人情報を正確かつ最新のものに保つよう努力いたします。

・当社は、個人情報の漏えい、滅失、き損又は不正アクセス等の防止など個人情報の適切な管理のために必要な措置を行います。

(5)個人情報の処理に従事する者の責任

・本商品に関して、個人情報の処理を行う社員、あるいは行った社員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的で用いたりいたしません。

(6)個人情報の開示とその訂正

・当社は、お預かりしているお客さまの個人情報について、お客さまご自身から個人情報の開示のお申出があったときは、本商品の業務を遂行するにあたり著しい支障を及ぼす場合又は法令に違反することとなる場合を除き、遅滞なくこれをお客さまに開示いたします。

・当社は、個人情報の開示を受けたお客さまから、開示に係る個人情報ファイル等の訂正等のお申出があったときは、遅滞なく調査を行い、必要に応じて措置を講じた上でその結果を当該お客さまに報告いたします。

(7)個人情報の保護管理者

・当社は、個人情報を適正に管理するため、個人情報保護管理者を置きます。

・個人情報保護管理者は、個人情報を適正に管理するため、各処理等に従事する社員の事務の範囲及びその責任を

明確にいたします。

(8)ご意見対応

・当社は、個人情報の利用、提供、開示又は個人情報の訂正等のお申出に関するご意見、その他個人情報の取扱いに関するご意見に対して、適切かつ迅速な対応に努めます。